参考資料５

参考資料

１　神戸市男女共同参画の推進に関する条例・・

２　男女共同参画行政のあゆみ・・・・・・・・

1　神戸市男女共同参画の推進に関する条例

○　神戸市男女共同参画の推進に関する条例（平成 15 年3月 27 日条例第 57 号）

前　文

個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下，国においては，男女平等の実現に向けて，女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約を批准し，男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）を制定するなどして，国際社会の取組と連動しつつ，法制度の整備が進められてきた。

神戸市においても，こうした国際社会や国内の動向を踏まえ，男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組を進めてきた。しかしながら，今なお，社会には，性別による固定的な役割分担等とそれに基づく制度や慣行及び様々な形態の暴力等の人権侵害が存在しており，真の男女平等を達成するためには多くの課題が残されている。

一方で，少子高齢化が一層進行し，経済が成熟化するなど，社会経済情勢は急速に変化している。このことは，家族形態や地域社会の変化にも影響を与えており，社会の基礎である家族とそれを取り巻く地域社会とのつながりは，ますますその重要性が増大している。

このような状況に対応していく上で，男女が，互いを尊重し合い，責任を分かち合いながら共に力を合わせて有償又は無償の労働を担い，かつ，社会の様々な場で意思決定の過程にかかわることができる男女共同参画社会づくりは，本市においても緊要な課題となっている。

こうした認識の下，市民のだれもが，性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され，自律的に自分らしい生き方を選択することができる夢と活力あふれる神戸を，市，市民，事業者の協働により築くことを目指して，この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，男女共同参画の推進に関し，基本理念を定め，並びに市，市民及び事業者の責務を明らかにするとともに，市の施策の基本的事項を定めることにより，男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

⑴ 男女共同参画　男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うべきことをいう。

⑵ 積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は，男女の個人としての尊厳が重んぜられること，男女が性別による差別的取扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として，行われなければならない。

２　男女共同参画の推進に当たっては，社会における制度又は慣行が，性別による固定

的な役割分担等を反映して，男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより，男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ，社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3　男女共同参画の推進は，男女が，社会の対等な構成員として，様々な政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として，行われなければならない。

4　男女共同参画の推進は，家族を構成する男女が，相互の協力及び社会の支援の下に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし，かつ，職域，地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として，行われなければならない。

5　男女共同参画の推進は，男女が，妊娠及び出産の機能を有する女性の心身に対する理解を深めるとともに，対等な関係の下に性と生殖に関する互いの意思が尊重されること並びに男女の生涯にわたる健康の維持及び増進が図られることを旨として，行われなければならない。

6　男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ，男女共同参画の推進は，国際的な協調の下に行われなければならない。

7　男女共同参画の推進は，地域社会を構成する市民一人一人が自律的に，及び協働して取り組むことを旨として，行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は，前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念にのっとり，男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し，及び実施しなければならない。

2　市は，市の職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう努めなければならない。

3　市は，男女共同参画の推進に関する施策を実施するため，財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は，男女共同参画に関する理解を深め，その推進に主体的かつ自律的に取り組むよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は，法人であるか個人であるかを問わず，その事業活動において，男女が職業生活と家庭生活等とを両立して行うことができる就業環境を整備し，及び職域における活動に平等に参画することができる機会を確保するよう努めるとともに，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第２章　男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

（性別による権利侵害の禁止）

第７条　何人も，社会のあらゆる場において，性別による差別的取扱い，セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与え，又は性的な言動により相手方の生活の環境を害することをいう。）又は配偶者間など男女の間における身体若しくは精神に苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第８条　何人も，公衆に表示する情報において，性差別，性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう留意しなければならない。

第３章　基本的施策

（男女共同参画計画）

第９条　市長は，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため

の基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2　男女共同参画計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

⑴ 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

⑵ 前号に掲げるもののほか，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は，男女共同参画計画を策定するに当たっては，第 22 条第 1 項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4　市長は，男女共同参画計画を策定するに当たっては，市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

5　市長は，男女共同参画計画を策定したときは，遅滞なく，これを公表するものとする。

6　前 3 項の規定は，男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 10 条　市は，男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し，及び実施するに当たっては，男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（附属機関等への共同参画の機会確保）

第 11 条　市長は，審議会その他の附属機関を組織する委員を委嘱し，又は任命する場合には，男女の数の均衡に配慮するよう努めるものとする。

2　市は，女性職員の職域の積極的な拡大及び能力開発に努めるものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第 12 条　市は，広報活動，広聴活動等を通じて，男女共同参画に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進月間）

第 13 条　市は，男女共同参画について広く市民等の関心と理解を深めるため，年 1 回，男女共同参画推進月間を設けるものとする。

（調査研究）

第 14 条　市は，男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うとともに，その成果を公表するものとする。

（家庭生活における活動とその他の活動の両立の支援）

第 15 条　市は，男女が共に，家庭生活における活動と職域，地域等における活動とを両立して行うことができるように，必要な支援を行うよう努めるものとする。

（雇用等の分野における男女共同参画の推進）

第 16 条　市は，事業者が，その事業活動において積極的改善措置を講ずることができるように，情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2　市は，個人で営む事業にその家族が従事している場合において，その家族が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるように，情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3　市は，必要があると認めるときは，事業者に対し，男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

（男女平等の視点に立つ学校教育及び社会教育の推進）

第 17 条　市は，学校教育及び社会教育の場において，男女平等を推進するための教育又は学習の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

（市民等に対する支援）

第 18 条　市は，男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等に対し，情報提供その他の必要な支援に努めるものとする。

（年次報告）

第 19 条　市長は，男女共同参画計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し，これを公表するものとする。

（市民等からの申出の処理）

第 20 条　市民等は、市が実施する男女共同

参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案（以下「苦情等」という。）並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

２　市長は、前項の申出があった場合で、必要があると認めるときは、第 22 条第１項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴いた上で、適切な措置を講じるものとする。

３　市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、主管局長が定める。

（推進体制）

第 21 条　市は，男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するため，必要な推進体制を整備するものとする。

第４章　神戸市男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）

第 22 条　市長の附属機関として，神戸市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は，次に掲げる事務を行う。

⑴ 諮問に応じ，男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し，及び意見を述べること。

⑵ 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

⑶ 諮問に応じ，第 20 条第２項の苦情等の申出に関して意見を述べること。

３　審議会は，20 人以内の委員で組織する。

４　前項の委員のうち男女いずれか一方の委員の数は，委員の総数の 10 分の４未満であってはならない。

５　委員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

６　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

７　前各項に定めるもののほか，審議会の組織及び運営に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

この条例は，平成 15 年４月１日から施行する。ただし，第９条，第 20 条及び第 22 条の規定は，規則で定める日から施行する。

（平成 15 年７月７日規則第 23 号により第 9 条及び第 22 条の規定は，平成 15 年７月 10 日から施行）

（平成 15 年９月 16 日規則第 28 号により第 20 条の規定は，平成 15 年 10 月１日から施行）

附　則（平成 25 年３月 29 日条例第 66 号）

この条例は，平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月 29 日条例第 33 号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　男女共同参画行政のあゆみ

西暦	元号	神戸市のあゆみ	国のあゆみ	世界のあゆみ
1975	昭和50		・総理府婦人問題担当室設置 ・婦人問題企画推進本部設置（本部長：内閣総理大臣） ・婦人問題企画推進会議設置	・国際婦人年世界会議［第１回］（メキシコシティ）において「世界行動計画」採択
1976	51		・育児休業法施行（教職員等） ・民法一部改正（離婚後の婚氏続称制度新設）	・「国連婦人の 10 年」スタート ・ＩＬＯ事務局に婦人労働問題担当室設置
1977	52	・婦人問題担当室設置 ・神戸婦人大学開校 ・海外指導者研修第１回派遣	・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定 ・国立婦人教育会館開館	
1979	54	・「第１回神戸婦人問題シンポジウム」開催 ・神戸婦人白書「78 歳の時代」刊行 ・神戸市婦人問題推進庁内連絡会議設置 ・第１期神戸市婦人問題推進懇話会設置（S54.11～56.7）		・第 34 回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択
1980	55		・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議で「女子差別撤廃条約」に署名	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議［第２回］（コペンハーゲン）において「国連婦人の10年後半期行動プログラム」を採択
1981	56	・第１期懇話会より「神戸市婦人計画のための５つの指針 100 の提言」提出（７月）	・民法、家事審判法一部改正（配偶者の相続分 1/3→1/2、寄与分与制度の新設） ・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「女子差別撤廃条約」発行 ・ＩＬＯ総会「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択
1982	57	・「神戸市婦人計画の指針」策定（４月） ・第２期神戸市婦人問題推進懇話会設置（指針の推進とチェック）（S57.10～59.10）		
1983	58	・婦人問題資料室開室		
1984	59	・婦人問題啓発紙「W&M」発刊（～H11 年度）	・家庭科教育に関する検討会議報告	
1985	60	・第３期神戸市婦人問題推進懇話会設置（「神戸市婦人計画の指針」見直し開始）（S60.1～62.3）	・国籍法、戸籍法一部改正（父系血統主義→父母両系血統主義） ・女子差別撤廃条約批准 ・生活扶助基準額の男女差解消	・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議［第３回］（ナイロビ）において「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986	61	・「2000 年に向かってはばたく婦人展」の開催	・男女雇用機会均等法施行 ・国民年金法一部改正（女性の年金権保障）	
1987	62	・第３期懇話会より「神戸市婦人計画の指針」見直しに関する提言（３月） ・神戸市パート婦人の調査（３月）	・婦人問題企画推進有識者会議意見書提出 ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画－男女共同参加型社会の形成を目指す」策定	
1988	63	・「神戸市女性計画」策定（３月）		
1989	平成元	・小学生向け男女平等啓発資料「できることいっぱい」発行 ・小学生に対する男女の役割に関する意識調査（９月）	・新学習指導要領の告示（家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等）	
1990	2	・第４期神戸市婦人問題推進懇話会設置（H2.7～4.2）		・国連経済社会理事会において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991	3	・第４期懇話会より「高齢化社会の進展にともなう女性施策のあり方」について提言（８月）	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第１次改定	

西暦	元号	神戸市のあゆみ	国のあゆみ	世界のあゆみ
1992	平成4	・神戸市生活学習センター開館（3月） ・婦人問題担当室を女性計画推進室に改称 ・「神戸市女性計画」部分改定（6月） ・女性のための相談室開設（9月）	・育児休業法施行 ・初の婦人問題担当大臣設置	
1993	5	・神戸市民の男女共同社会に関する意識調査（2月）	・中学校の技術・家庭科男女共修開始 ・パートタイム労働法施行	・第48回国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994	6	・第5期神戸市女性計画推進懇話会設置（H6.4～8.4） ・女性問題学習ハンドブック発行 ・人材リスト作成	・高校の家庭科男女共修開始 ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置（本部長：内閣総理大臣） ・子どもの権利条約批准	・国際人口・開発会議（カイロ）において「カイロ宣言及び行動計画」採択
1995	7	（阪神・淡路大震災＜1.17＞） ・被災女性のための「こころのケア特別相談」実施 ・被災女性のための就業支援講座 ・第1回神戸女性フォーラム開催	・育児休業法改正（→育児・介護休業法）	・国連人権委員会において「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議（北京）において「北京宣言及び行動綱領」採択
1996	8	・第5期懇話会より「男女が共につくり共にになう社会の実現に向けた啓発事業のあり方」提言 ・第6期神戸市女性計画推進懇話会設置（H8.12～10.3）	・男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン－男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年までの国内行動計画」策定	
1997	9	・「新しい女性計画への意見を聴く会」開催（8月）	・男女雇用機会均等法改正【セクハラ防止措置義務化、ポジティブ・アクション規定追加】 ・労働基準法改正 ・育児・介護休業法改正（一部を除きH11.4.1 より施行） ・介護保険法成立（2000 年4月施行）	
1998	10	・第6期懇話会より「新・神戸市女性計画」に関する提言（3月） ・女性計画推進室を男女共同参画課に改称 ・「こうべ男女共同参画プラン 21」策定（9月）	・男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法（仮称）」答申	
1999	11	・神戸市男女共同参画推進本部設置（本部長：市長）（1月） ・神戸市男女共同参画推進会議設置（4月）	・男女共同参画社会基本法施行	
2000	12	・第1期神戸市男女共同参画懇話会設置（H12.3～14.3） ・「女性の登用促進のための人材リスト」作成（3月） ・神戸市男女共同参画センター開設（神戸市生活学習センターをリニューアル・オープン）（4月） ・「できることいっぱい」改訂版発行 ・「こうべ男女共同参画推進月間」設定（毎年 10 月）	・「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ・「国の審議会等における女性委員の登用について」決定 ・ストーカー規制法施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「男女共同参画週間について」決定 ・人権教育・啓発推進法施行	・国連女性 2000 年会議開催（ニューヨーク）
2001	13	・セクシュアル・ハラスメント防止ハンドブック発行 ・第1期懇話会より「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向に関する論点整理」報告（3月）	・中央省庁等改革により内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議を設置 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・DV防止法施行 ・育児・介護休業法改正【仕事と家庭の両立支援策の充実】（一部を除きH14.4.1 より施行）	

西暦	元号	神戸市のあゆみ	国のあゆみ	世界のあゆみ
2002	平成14	・仕事と子育ての両立に関する企業及び従業員調査（3月） ・第２期神戸市男女共同参画懇話会設置（H14.3～15.7） ・第２期懇話会より「こうべ男女共同参画プラン21の見直しについて」報告（8月） ・「条例の制定について市民の意見を聴く会」開催（9月） ・「こうべ男女共同参画プラン 21」第１次改定（11 月） ・第２期懇話会より「神戸市における男女共同参画社会の実現に関する条例の基本的考え方について」提言（12 月）		
2003	15	・神戸市男女共同参画の推進に関する条例施行（4月） ・神戸市男女共同参画審議会設置（7月） ・神戸市男女共同参画申出処理制度開始（10 月） 「こうべ男女いきいき事業所表彰」制度開始（10 月）	・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・女子差別撤廃委員会最終コメント発表 ・次世代育成支援対策推進法施行 ・少子化社会対策基本法施行	
2004	16	・「神戸市男女共同参画計画の策定について」答申（2月） ・「神戸市男女共同参画計画」策定（4月）	・男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用、登用の拡大等について」決定 ・ＤＶ防止法改正施行【配偶者からの暴力の定義拡大、保護命令制度拡充】（12 月）	
2005	17	・第２期神戸市男女共同参画審議会設置（7月）	・「男女共同参画計画（第２次）」策定（12 月） ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定（12 月）	・第49回国連婦人の地位委員会「北京＋10」閣僚級会合開催（ニューヨーク）
2006	18	・神戸市配偶者暴力相談支援センター業務開始（11 月）	・男女雇用機会均等法改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジプラン」改定（12 月）	
2007	19	・第３期神戸市男女共同参画審議会設置（7月） ・審議会より「神戸市男女共同参画計画の見直しについて」答申（11 月）	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定（12 月） ・パートタイム労働法改正	
2008	20	・「神戸市男女共同参画計画（第２次）」策定（3月）	・ＤＶ防止法改正施行（1月） ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」	
2009	21	・「神戸市配偶者暴力対策基本計画」策定（3月） ・第４期神戸市男女共同参画審議会設置（7月）	・次世代育成支援対策推進法改正の一部施行（一般事業主行動計画の公表の義務化等）（4月） ・女子差別撤廃委員会からの最終見解発表（8月） ・育児・介護休業法改正の一部施行（9月）	
2010	22	・審議会より「神戸市男女共同参画計画（第3次）の策定について」及び「神戸市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画（第2次）の策定について」答申（11 月）	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」一部改正（6月） ・育児・介護休業法改正施行（6月） ・「第3次男女共同参画基本計画」策定（12 月）	・第54回国連婦人の地位委員会「北京＋15」閣僚級会合開催（ニューヨーク）
2011	23	・「神戸市男女共同参画計画（第３次）」策定（3月） ・「神戸市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画（第２次）」策定（3月） ・第５期神戸市男女共同参画審議会設置（7月）		・ＵＮ　Ｗｏｍｅｎ発足

西暦	元号	神戸市のあゆみ	国のあゆみ	世界のあゆみ
2012	平成24	・別居親と子どもの面会交流に関する調査（3月）	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定（6月） ・育児・介護休業法改正の全面施行（7月）	・第 56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」採択（ニューヨーク）
2013	25	・神戸市男女共同参画の推進に関する条例一部改正施行（第 16 条の2追加）（4月） ・第６期神戸市男女共同参画審議会設置（7月）	・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定（5月） ・「日本再興戦略」の中で女性の活躍推進を成長戦略の中核として位置づけ（5月） ・ストーカー規制法改正施行（10月）	
2014	26		・ＤＶ防止法改正施行（1月） ・男女雇用機会均等法改正施行（7月） ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」策定（8月）	・第 58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」採択（ニューヨーク） ・「ＡＰＥＣ女性と経済フォーラム2014」開催（北京）（5月）
2015	27	・第7期神戸市男女共同参画審議会設置（7月）	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律一部施行（事業主行動計画部分を除く）（9月） ・パートタイム労働法改正施行（4月） ・次世代育成支援対策推進法改正施行（4月） ・「第4次男女共同参画基本計画」策定（12月）	・第 59回国連婦人の地位委員会 国連「北京＋20」記念会合開催（ニューヨーク） ・第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 ・「持続可能な開発のための2030 アジェンダ（SDGｓ）採択
2016	28	・「神戸市男女共同参画計画（第4次）」策定（3月） ・「神戸市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画（第3次）」策定（3月）	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律完全施行 ・男女雇用機会均等法改正施行	
2017	29	・第8期神戸市男女共同参画審議会設置（7月）	・育児・介護休業法改正施行	
2018	30	・DV 施策の所管を市民参画推進局からこども家庭局に移管 ・男女共同参画課から男女活躍勤労課に組織変更（勤労市民課と統合） ・啓発事業の縮小（「できることいっぱい」「あすてっぷ通信」など）	・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行（5月）	
2019	令和元	・第9期神戸市男女共同参画審議会設置（7月）	・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律施行（4月） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律改正（2022 年全面施行）	
2020	2	・市民参画推進局男女活躍勤労課を廃止。男女共同参画センター（係相当の3類事業所）と機能統合し、企画調整局企へ移管 ・新型コロナウィルス感染拡大の影響により、神戸市男女共同参画センターが一時休館 ・「神戸市男女共同参画計画（第5次）」策定（3月） ・「神戸市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画（第4次）」策定（3月） ・神戸市男女共同参画推進会議の開催休止（R2～）	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律改正施行 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定（12月）	・第64 回国連婦人の地位委員会国連「北京＋25」開催（ニューヨーク）
2021	3	・「こうべ男女いきいき事業所表彰」制度の休止（R3～） ・男女共同参画センター内にコワーキング（一時保育付）開設（9月）	・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正施行（6月） ・「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」公表	
2022	4	・第 10 期神戸市男女共同参画審議会設置（4月） ・コワーキングの一時保育を週１日から週５日に拡大 ・こうべ女性活躍企業認証制度開始	・育児・介護休業法改正施行 ・民法の一部改正施行（成年年齢が18 歳へ）	

西暦	元号	神戸市のあゆみ	国のあゆみ	世界のあゆみ
2023	5		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布（２０２４施行）	
2024	6	・第 １１期神戸市男女共同参画審議会設置（4月） ・神戸婦人大学の令和６年度での事業終了 ・神戸市立婦人会館の女性のみで利用した場合の減免を廃止 ・あすてっぷコワーキング学園都市開設（8月） ・あすてっぷコワーキング六甲アイランド開設（令和7年２月）	・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行	・第 ６９回国連婦人の地位委員会 国連「北京＋３０」３月開催予定（ニューヨーク）
2025	7	・「神戸市男女共同参画計画（第６次）」策定（3月） ※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画を包含	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布	
2026	8	・第 １２期神戸市男女共同参画審議会設置（4月）	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律改正（一部情報公表の必須化等）	